

京都大学教育研究振興財団助成事業
成果報告書

平成26年11月20日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団

会長 辻 井 昭 雄 様

所属部局・研究科 経済学研究科

職名・学年 博士課程3年

氏名 井澤 龍

助成の種類	平成25年度 ・ 若手研究者在外研究支援 ・ 在外研究長期助成		
研究課題名	企業と税制ー1914～1939年のイギリス多国籍企業と二重所得税問題から		
受入機関	University of Glasgow		
渡航期間	平成26年 4月10日 ～ 平成26年10月31日		
成果の概要	タイトルは「成果の概要／報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		
会計報告	交付を受けた助成金額	1,700,000円	
	使用した助成金額	1,700,000円	
	返納すべき助成金額	円	
	助成金の使途内訳	航空費・燃料サーチャージ	209,020円
		滞在費	1,200,000円
		交通費・出張先滞在費	290,980円
当財団の助成について	(今回の助成に対する感想、今後の助成に望むこと等お書き下さい。助成事業の参考にさせていただきます。) 金額の大きさもさることながら、資金の柔軟な使い方を許していただき大変感謝しています。		

成果報告の概要/井澤 龍

【研究の目的】

「タックスヘイブン」、「租税回避」等の語が新聞、雑誌等メディアを賑わせているように、今日、企業と国際的課税の関係は、耳目を引くものとなっており、何らかの是正・対策が必要な問題として認識されている。歴史を遡れば、この問題の発端は、第一次大戦にある。第一次大戦により、各国政府は戦費調達等のため、企業所得に係る租税の引き上げを行うことを選択し、結果、企業は税金を経営の重要課題の一つとすることになった。とりわけ、この企業所得課税の重税化は、二国以上で事業を行う多国籍企業と称されるような企業にとって深刻な事態となった。これは同一所得が複数の国によって課税された場合、企業の利益が計算上ほぼ残されない可能性すらあったためである。もちろん、こうした事態を防ぐための国際的な税制構築の取組もまた第一次大戦後以降に進むのだが、今日に至ってもこの国際税制が是正を必要とするものであるのは周知のごとくである。

本研究は、この 100 年にわたる問題を一から理解し、その問題の形質をより明らかにするための歴史研究である。題材とするのは、第一次大戦から第二次大戦までのイギリス多国籍企業と国際的二重課税の関係についてである。国際的二重課税が問題となった際、当時世界最大の外国投資国であったイギリスの企業はいかなる反応（経営組織・戦略の変更等）をし、これがいかにイギリスの国際税制への取組へ影響を与えたのだろうか。これらを理解することは、多国籍企業の節税行動、あるいはグローバルタックスなどの国際税制構想について、なんらかの歴史的示唆を得ることにつながると考える。

【在外研究中の成果】

在外研究は、報告者の専攻分野である経営史のヨーロッパの拠点大学の一つであるイギリス・グラスゴー大学にて行い、以下の成果を得た。

- ①指導委託教員等による研究指導
- ②8 万点に及ぶ史料の収集
- ③国際学会での報告と、雑誌論文への投稿

①については、指導委託教員となった Raymond G. Stokes 教授、Duncan Ross 氏から 1 か月に一度以上の三者対面指導を受けた。指導では、毎月ごとの研究成果報告が求められ、面談一週間前に提出した月の研究成果をまとめたレポート（最大で A4 で 15 枚ほど）を基に、これへの評価、問題点の指摘、次回の課題が与えられることとなった。在外研究中にこれを繰り返したことは、研究のペースを作ることにつながり、効率の良い研究生活を送ることにつながった。また、一か月に一度か二度が行われる政治・社会科学部の院生・教員向けに開かれるセミナー（主に外部大学から招聘された講師による自身の研究報告）に参加することにより、イギリス経済史の最先端の潮流に触れることが出来た。加えて、報告者の研究分野とも近いグラスゴー大学所属の Neil Rollings 教授あるいはその院生などとも知己を得ることもなかった。

②報告者の研究分野では、電子化もされておらず一品限りであることが通例の企業、経済団体の史料、政府内部史料を使用することが重要視されている。であるから、いかにイギリス中の史料館、公文書館へ出向き、研究関連史料を収集したのかというも在外研究の成果の指標となり得よう。報告者は、およそ 8 万枚に及ぶ国際的二重課税に関連する史料の撮影を行い、一部史料についてはそのハードコピーを得た。主に得た史料は、

London Metropolitan Archives 所蔵:

企業史料: Rio Tinto, Imperial Continental Gas Association, Dunlop, Harrisons Crosfield

経済団体史料: London Chamber of Commerce, Association of Chamber of Commerce

National Archives 所蔵:

政府史料: Inland Revenue, Treasury, Colonial Offices, Foreign Office

University of Warwick, Modern Record Centre 所蔵

経済団体史料: Federation of British Industries

University of Glasgow Archives 所蔵

企業史料: J&P Coats, Linen Thread

Unilever Archives 所蔵

企業史料: Unilever

Chester Archives 所蔵

企業史料: Brunner, Mond

である。

③についての成果は以下である。2014 年 8 月にオランダ・ユトレヒトで行われたヨーロッパ経営史学会 2014 年大会 (European Business History Association Congress 2014) において、Double income tax between UK and US、1914 – 1945 – Impact on UK multinationals という題でプロシーディングの公表と研究報告を行った。これは、両大戦間期のイギリスの国際的二重課税政策が放棄される転換点となった 1945 年の英米租税条約に関して、その経済的基礎からこの条約の成立の理由を追った研究である。また、在外研究での成果を踏まえて、査読付き論文誌の投稿を行った (2014 年 11 月 20 日現在、査読中のため詳細を伏す)。

【京大について】

今回の研究助成は、日本に比してかなり物価が高いイギリスを動き回るといふ金銭的負担が大きい報告者の研究活動を、強く支えてくださりました。言葉に尽くせぬ感謝と共に、同財団の給付生に恥じぬよう今後とも研究活動等に邁進していきたいと考えています。